

平成30年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表（確定）

市町名 宇都宮市

【問い合わせ】

市町担当課名	保健福祉部 保健所 保健予防課
郵便番号	321-0974
住所	宇都宮市竹林町972
T E L	028-626-1114
F A X	028-626-1133

種 別	年齢区分	委託料 (消費税含む)	備考
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風 (DPT-IPV)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	12,333 円	
ジフテリア、破傷風 (DT)	11歳～13歳未満にある者	5,205 円	
ジフテリア、百日せき、破傷風 (DPT)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	6,944 円	
麻しん、風しん (MR)	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	11,847 円	対象は年長児相当
	2期 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ		
麻しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	8,370 円	対象は年長児相当
	2期 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ		
風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	8,370 円	対象は年長児相当
	2期 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ		
日本脳炎	1期 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	8,823 円	【特例対象についての注意】 ①平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、20歳になるまでの間、定期予防接種の対象となります。 ②平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、第1期（全3回）の接種を終えていない人は、9歳から13歳になるまでの間、定期予防接種の対象となります。
	2期 9歳～13歳未満にある者	7,311 円	
	特例対象 9歳から20歳未満にある者	7,311 円	
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	8,553 円	
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	11,199 円	
子宮頸がん	平成14年4月2日～平成19年4月1日生まれ	16,545 円	対象は小学6年生～高校1年生相当の女子
H i b (インフルエンザ菌b型)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	9,568 円	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	12,873 円	
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	10,173 円	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	7,468 円	
予診のみ	生後90か月未満の者	3,855 円	
	生後90か月以上の者	3,045 円	

特記事項

- ・宇都宮市では、市民に対する『予診票』の配布を行っておりません。宇都宮市民が来院した場合は、栃木県医師会から送付される『予診票』（県内統一様式）を印刷してご使用くださるようお願いいたします（宇都宮市民に対し、宇都宮市保健所に行って『予診票』をもらってくるように案内しないでください）。
- ・『請求書兼実績報告書』に押印する印鑑については、代表印をご使用ください。
- ・対象年齢（年齢区分）に該当しない場合は、支払い不可となりますので、ご注意ください。